

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 土森委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として西内隆純議員の出席を求めているので、御了承願う。  
 本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 2月定例会の日程及び運営について**

**(1) 知事提出予定議案**

森田委員長 初めに、2月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(君塚総務部長、説明)

森田委員長 何か質問はないか。

(なし)

森田委員長 なお、第40号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案」及び第54号「高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案」については、改正地方自治法第243条の2第2項及び改正地方独立行政法人法第19条の2第5項で、「条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」とされている。  
 ついては、議長において意見聴取を行い、質問初日に回答を議場配付し、諸般の報告で報告することとなるので、申し添える。

**(2) 議員提出予定議案**

森田委員長 次に、議員提出予定議案についてである。  
 議員から、2月定例会に条例議案を提出する予定である旨の申し出があったので、その提出予定議案である「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例」案をお手元にお配りしてある。  
 このことについて、西内健委員より説明を願う。

(西内(健)委員、説明)

森田委員長 何か質問はないか。

(なし)

森田委員長 それでは、ただいま提出者から説明があったが、なお各会派へも事前説明をよろしく願う。

**ア 提出者の説明**

森田委員長 次に、議員提出議案の本会議での議事手続についてであるが、提出者の説明はいかがだろうか。

西内(健)委員

提出者の説明を行う。

森田委員長

提出者の説明を行うとのことであるので、知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明を行うこととし、発言時間は10分以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

#### イ 質疑

森田委員長

次に、議員提出議案に対する質疑を行う場合は、知事提出議案と一括して、申し合わせによる制限時間の中で行うことで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

また、この質疑において再答弁、再々答弁を求められた場合は、申し合わせにより、答弁する議員は登壇して行うということで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

なお、質疑を行う場合の発言通告書への記載については、答弁者があらかじめ準備できるよう、具体的な内容を記載するというので、よろしく願います。

#### (3) 会期及び会議日程

森田委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

2月定例会の日程については、12月26日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、2月20日木曜日開会、3月23日月曜日閉会ということで、会期は33日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

#### (4) 質疑並びに一般質問

##### ① 一括質問

##### ア 質問者(会派)の発言順序

森田委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、一燈

立志の会1名、緑と青の会1名の計11名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 2月28日金曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党  
第2日目 3月3日火曜日 公明党、一燈立志の会、緑と青の会  
第3日目 3月4日水曜日 自由民主党、県民の会、自由民主党  
第4日目 3月5日木曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

#### イ 発言者の制限時間等

森田委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

#### ウ 発言者の届け出

森田委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。  
県民に広報するための発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

#### エ 発言通告書の提出期限

森田委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。  
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、2月27日木曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

### ②一問一答

#### ア 発言時間等

森田委員長 次に、一問一答についてである。  
まず、発言時間については、申し合わせでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。  
会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党330分、県民の会100分、日本共産党85分、公明党50分、一燈立志の会35分の計600分となっているので、御了承願

う。

(了 承)

森田委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

森田委員長 それでは、申し出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

森田委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。申し合わせにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

森田委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。申し合わせにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月4日水曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(5) 請願書の受理期限**

森田委員長 次に、請願書の受理期限についてである。申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は日曜日であるので、3月6日金曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

**(6) 閉会中の常任委員会委員長報告**

森田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったなので、御報告する。

**(7) 新任の説明員の紹介**

森田委員長 次に、6ページの資料6、新任の説明員の紹介についてである。新たに任命された警察本部長の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後、行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

## 2. 次期常任委員及び議会運営委員について

### (1) 常任委員会の会派構成

森田委員長 次に、7ページの資料7、次期常任委員及び議会運営委員についてである。  
令和2年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月23日月曜日の閉会日に委員の選任を行うことになるので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 まず、各常任委員会の会派構成についてである。  
令和2年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰り、御検討いただき、今後の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

### (2) 議会運営委員会の会派構成

森田委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。  
このことについては、令和2年度も現行と同じ会派構成になろうかと思う。  
については、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。  
なお、各会派における令和2年度の議運の委員については、8ページの様式により、3月11日水曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

## 3. 議会予算について

森田委員長 次に、9ページの資料8、議会予算についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

(榎谷総務課長、説明)

森田委員長 質問はないか。

(な し)

## 4. 東日本大震災九周年に伴う常任委員会での黙とうについて

## R2.2.14 議会運営委員会

- 森田委員長 次に、12ページの資料9、東日本大震災九周年に伴う常任委員会での黙禱についてである。  
このことについては、本年も政府において追悼式を執り行うことが閣議決定されており、あわせて、全国民が一定時刻に一斉に黙禱するよう勧奨するとされている。  
については、先例もあるので、3月11日に開催される各常任委員会において、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙禱を捧げてはと思うが、いかがか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、それぞれの委員会において、黙禱を実施することとし、発災時刻である14時46分からの1分間は、各委員会室において、委員長の発声により黙禱を行うということで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。  
なお、昨年引き続き、政府主催の追悼式典に桑名議長が出席するというので、御了承願う。
- (了 承)

### 5. その他

#### (1) 防災訓練

- 森田委員長 次に、その他である。  
まず、14ページの資料10、防災訓練についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 榎谷総務課長 14ページの資料10について、御説明する。  
12月議会の議会運営委員会でも御説明したが、2月議会の開会日に、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針に基づく防災訓練を実施する。その訓練の実施要領案について、御説明する。  
まず、実施日時である。開会日2月20日の午後1時10分からを予定している。次に、訓練参加者については、議員の皆様と事務局職員で実施する。執行部および傍聴人については、事務局職員による代役で実施する。訓練実施場所については、本会議場、第3委員会室、第2委員会室で実施する。  
次に、訓練内容である。まず、1時10分に議員の皆様は、それぞれの議席に着席をお願いします。全ての議員の皆様に参加いただきたいと考えているが、やむを得ない理由により不参加となる場合は、あらかじめ事務局まで御連絡をお願いします。  
次に、危機管理部長から地震発生時の執行部の対応についての説明があり、引き続き事務局から、地震等発生時の議員の皆様への対応について、議会活動指針等に基づき御説明をする。  
なお、安否確認システムについては、今年度に入り既に動作訓練を2回実施しているので、今回は説明のみとする。動作訓練は実施しない。  
次に、訓練の手順等について、事務局から御説明をする。事前に資料等を読み込んでいなくても訓練に参加できるように、少し詳しく説明をしたいと考えている。

次に、資料の15ページをごらん願う。訓練の実施内容である。

訓練は、本会議中に南海トラフ地震が発生し、県内に大津波警報が発表されたとの想定で実施する。まず、模擬本会議が開会し、議席番号1番の土森議員が質問中にチャイム音が鳴り、「緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください。」という放送がある。これを受けて議長から、本会議を暫時休憩し、身の安全を確保するように発言がある。議員の皆様は、ヘルメットを着用し、机より低い身を守る姿勢になっていただく。緊急地震速報の10秒後に、強い揺れを想定した効果音を50秒間放送する。その間、議場の皆様は、身を守る姿勢をとり続けていただきたいと思う。

揺れの効果音がおさまった後に、議長から、地震情報の確認と避難場所の安全確認の間、その場で待機するように発言がある。議員の皆様は、自席で待機をお願いする。その後、事務局から、震度及び大津波警報発表等の情報が、議長へ報告される。また、同時に執行部役の職員から、知事役及び危機管理部長役の職員にも状況が報告されることになっている。それを踏まえ、議長から執行部に対して、所属に戻って地震対応をするように発言があり、まず執行部が退席する。

次に、議員の皆様に対して、第3委員会室へ避難するように発言がある。傍聴者については、第2委員会室に避難するように発言がある。なお、議事堂については、強い揺れがあっても倒壊しないように耐震補強工事を実施済みではあるが、議場については柱の少ない構造となっていること、また議事堂は、最大クラスの地震でも津波による浸水がない想定となっているが、想定外に備えるという意味で、より高くより安全な第3委員会室への避難ということで、訓練を実施する。

次に、資料16ページをごらん願う。議場から避難場所までの経路図である。

議員の皆様には、混雑を避け安全に避難するために、二手に分かれて移動をしていただく。この図で実線で示しているのは、自由民主党の議員の皆様のお動線となっている。北側の階段を通過して、第3委員会室のほうへ避難をお願いする。破線で示しているのは、自由民主党以外の議員の皆様のお動線となる。中央の階段を通過して、移動をお願いする。それぞれ誘導の事務局職員がつくので、それに従って移動をお願いする。なお、当日は、この図で点線で示している傍聴人、図書室利用者の避難誘導の訓練も同時に行う予定としている。

次に、17ページである。避難先の第3委員会室での配席図となっている。

一旦休憩した本会議をこの部屋で再開するので、それに応じた配置となっている。正面奥に議長と事務局長、正面左側に副議長と議連の正副委員長、正面右側に各会派の代表者、執行部席の右側に自由民主党の議員の皆様、左側に自由民主党以外の議員の皆様となっているので、事務局の誘導に従って、順に着席をお願いする。

資料の15ページ、⑦のところである。

避難が完了し、先ほどの座席に議員の皆様が着席されたら、安否を確認するための点呼を行う。名前を呼ばれたら、返事をお願いする。

次に、今後の議会運営について、正副議長、議連の正副委員長で協議を行う。それを踏まえて議長が本会議を再開し、地震情報を議員の皆様へ伝達するとともに、本会議の続行は困難、本会議を開催できるときまで会期を延長し、その間は休会、本日の会議は延会としたい旨を会議に諮る。これらが決し、会議が延会となり、議長から、安全が確認されるまで第3委員会室または第4委員会室で待機するように発言があり、訓練は終了となる。

その後、議事堂前で希望者による起震車による揺れ体験を実施して、全ての訓練が終了となる。終了時刻は、避難訓練の終了までが14時40分頃、揺れ体験の終了時刻までが15時頃を想定している。

## R2.2.14 議会運営委員会

なお、訓練については、マスコミに公開して行う。また、訓練後に議員の皆様アンケート用紙を配り、改善点などについて御意見をいただきたいと考えているので、御協力をお願いします。  
説明は以上である。

森田委員長

何か質問、御意見はないか。

坂本委員

避難訓練経路図のことである。議員が議場から出るのに、1カ所の出入り口だけを使用しているが、後ろの記者席前の出入り口は使用しないのか。1カ所だと、そこへ集中して混乱が生じると思うが。

樫谷総務課長

地震発生時、緊急地震速報が鳴ったら、議場の中央の扉とその左側の扉を事務局職員が開放する予定になっている。ほかの扉については、建物がゆがんだりして通れない可能性もあるので、事務局職員がとっさに開けた扉を利用して、避難することを想定している。

坂本委員

ゆがんで出られなくなるかどうかはその場の判断であって、開かなかつたらそこは当然使えないわけだが、できるだけ混乱を避けるために、2カ所の出入り口を使って出る。天井のことも考えて、議場に滞在する時間をできるだけ短くするためにも、2カ所から出たらどうかと思うが。

弘田局長

御意見をいただいたので、事務局でもう一度検討して御連絡する。

梶原委員

これは避難訓練であるので、避難しにくい状況を想定して、出口を1カ所しか使わなければどれだけ時間がかかるのかも踏まえて、今回それでやってみて、2カ所使えるようになったら、どれだけ時間が短縮できるとか、そういう意味では一番混乱が起きかねない状況を想定するというのであれば、1カ所の出口でやってみるのも一つありかと思う。それも踏まえて、事務局でもう一回検討してもらったと思う。

森田委員長

ほかに。

(なし)

森田委員長

それでは、この件については、先ほどの事務局説明のとおり開会日に実施することとし、本会議場で行うことを、御了承願う。

(了承)

### (2) 会議日程の広報ポスターの掲示

森田委員長

次に、会議日程の広報ポスターの掲示についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

定例会日程のお知らせポスターの作成と掲示についての御報告である。  
定例会日程のポスターを作成し、スーパーなどに掲示していただく取り組みにつ



いては、前回の12月の議運で2月定例会から実施することで、お認めいただいたところである。このため、お手元にお配りしてあるA3のカラー刷りのとおりポスターを作成し、先週各事業者の皆様へ送付し、掲示していただくようお願いをした。

今回、お願いしたのは、前回の御説明から若干変更があり、JA高知県、サンシャイン、マルナカ、サンプラザ、エースワン、四国銀行、そして県内各あったかふれあいセンター、オーテピアの皆様方である。

この掲示については、前回は御説明したとおり、各事業者の方々に御協力をいただき実施するものである。各店舗等の掲示板の空き状況等にもよるので、必ずしも全ての店舗に掲示されるものではないので、その点は、御了承願う。

以上である。

森田委員長

何か質問、御意見はないか。

西内(健)委員

送付したということであるが、3月4日と5日の曜日が逆になっている。

吉岡議事課長

正しく訂正して、配付する。申しわけない。

森田委員長

ほかに。

大石委員

これは、希望があれば何枚かいただけるのか。

吉岡議事課長

お渡しできる。

森田委員長

それでは、事務局の説明のとおりで、御了承願う。

(了 承)

### (3) その他

森田委員長

最後に、その他で何かないか。

三石委員

会派でのお茶の取り扱いについて、説明願う。

(樫谷総務課長、説明)

森田委員長

ほかに。

(な し)

森田委員長

それでは、協議事項は、以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の2月28日金曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。